

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

○保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 (経過措置) 第二条 この法律の施行の際現に特定保険業（第一条の規定による改正後の保険業法（以下「新保険業法」という。）第二条第一項に規定する保険業であつて、第一条の規定による改正前の保険業法（以下「旧保険業法」という。）第二条第一項に規定する保険業に該当しないものをいう。以下同じ。）を行つてゐる者は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日までの間は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、引き続き特定保険業を行うことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 施行日から起算して三年以内に新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした場合（前号に該当する場合を除く。）当該免許又は登録の拒否の処分がある日</p> <p>三 当該特定保険業を行う者から保険契約の移転を受け、又は保険契約を承継することを約する者（施行日から起算して三年以内に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による</p>	<p>附則 (経過措置) 第二条 この法律の施行の際現に特定保険業（第一条の規定による改正後の保険業法（以下「新保険業法」という。）第二条第一項に規定する保険業であつて、第一条の規定による改正前の保険業法（以下「旧保険業法」という。）第二条第一項に規定する保険業に該当しないものをいう。以下同じ。）を行つてゐる者は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日までの間は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、引き続き特定保険業を行うことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 施行日から起算して二年以内に新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした場合（前号に該当する場合を除く。）当該免許又は登録の拒否の処分がある日</p> <p>三 当該特定保険業を行う者から保険契約の移転を受け、又は保険契約を承継することを約する者（施行日から起算して二年以内に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による</p>

当該保険契約の移転又は承継の認可の申請をした者に限る。)が当該三年以内に新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした場合(前二号に該当する場合を除く。) 当該免許又は登録の拒否の処分がある日  
四 前三号のいずれにも該当しない場合 施行日から起算して三年を経過する日

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(免許審査基準に関する経過措置等)

第六条 新保険業法第六条第一項の規定は、新保険業法第三条第一項の免許を申請した特定保険業者(当該免許の申請のときに資本金の額が五億円を上回り、新保険業法第六条第一項の政令で定める額に満たない者に限る。)については、施行日から起算して六年を経過する日までの間は、適用しない。

2 新保険業法第六条第一項の規定は、特定保険業者から保険契約の移転を受け、又は保険契約を承継することを約する新保険業法第三条第一項の免許の申請者(施行日から起算して三年を経過する日までの間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び当該免許の申請を行う者であつて、当該免許の申請のときに資本金の額又は基金の総額が五億円を上回り、新保険業法第六条第一項の政令で定め

当該保険契約の移転又は承継の認可の申請をした者に限る。)が当該二年以内に新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした場合(前二号に該当する場合を除く。) 当該免許又は登録の拒否の処分がある日  
四 前三号のいずれにも該当しない場合 施行日から起算して二年を経過する日

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(免許審査基準に関する経過措置等)

第六条 新保険業法第六条第一項の規定は、新保険業法第三条第一項の免許を申請した特定保険業者(当該免許の申請のときに資本金の額が五億円を上回り、新保険業法第六条第一項の政令で定める額に満たない者に限る。)については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

2 新保険業法第六条第一項の規定は、特定保険業者から保険契約の移転を受け、又は保険契約を承継することを約する新保険業法第三条第一項の免許の申請者(施行日から起算して二年を経過する日までの間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び当該免許の申請を行う者であつて、当該免許の申請のときに資本金の額又は基金の総額が五億円を上回り、新保険業法第六条第一項の政令で定め

る額に満たない者に限る。)については、施行日から起算して六年を経過する日までの間は、適用しない。

3 前項の規定の適用を受ける者が相互会社であるときは、同項の六年を経過する日までの間において、基金(新保険業法第五十六条の基金償却積立金(次項の規定により当該基金償却積立金として積み立てられたものとみなされるものを含む。))の総額が新保険業法第六条第一項の政令で定める額に達するまでは、新保険業法第五十五条第二項に定める基金の償却又は剰余金の分配に充てることのできる金額の全部又は一部を積立金として積み立てることができる。

4・5 (略)

(特定保険業者であった保険会社等に関する経過措置)

第八条 (略)

2 特定保険業者であった保険会社又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した保険会社(施行日から起算して三年を経過する日までの間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第三条第一項の免許の申請をした者に限る。)は、内閣総理大臣に届け出て、施行日から起算して六年を経過する日までの間に終了する決算期において、新保険業法第一百六条第一項に規定する責任準備金のうち内閣府令で定めるものを積み立てないことができる。

る額に満たない者に限る。)については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

3 前項の規定の適用を受ける者が相互会社であるときは、同項の五年を経過する日までの間において、基金(新保険業法第五十六条の基金償却積立金(次項の規定により当該基金償却積立金として積み立てられたものとみなされるものを含む。))の総額が新保険業法第六条第一項の政令で定める額に達するまでは、新保険業法第五十五条第二項に定める基金の償却又は剰余金の分配に充てることのできる金額の全部又は一部を積立金として積み立てることができる。

4・5 (略)

(特定保険業者であった保険会社等に関する経過措置)

第八条 (略)

2 特定保険業者であった保険会社又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した保険会社(施行日から起算して二年を経過する日までの間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第三条第一項の免許の申請をした者に限る。)は、内閣総理大臣に届け出て、施行日から起算して五年を経過する日までの間に終了する決算期において、新保険業法第一百六条第一項に規定する責任準備金のうち内閣府令で定めるものを積み立てないことができる。

(特定保険業者であつた少額短期保険業者等に関する経過措置)

第十六条 特定保険業者であつた少額短期保険業者又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した少額短期保険業者(施行日から起算して三年を経過する日までの間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした者に限る。)は、施行日から起算して八年を経過する日までの間は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、保険金額が新保険業法第二条第十七項に規定する政令で定める金額を超え、政令で定める金額以下である保険の引受けを行うことができる。

2 〵 16 (略)

17 新保険業法第二百七十二條の十八において準用する新保険業法第一百三條の規定は、特定保険業者から保険契約の移転を受け、又は保険契約を承継した少額短期保険業者(施行日から起算して三年を経過する日までの間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第二百七十二條第一項の登録の申請をした者に限る。)については、適用しない。

18 特定保険業者であつた少額短期保険業者又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した少額短期保険業者(施行日から起算して三年を経過する日までの間に附則第四条

(特定保険業者であつた少額短期保険業者等に関する経過措置)

第十六条 特定保険業者であつた少額短期保険業者又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した少額短期保険業者(施行日から起算して二年を経過する日までの間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした者に限る。)は、施行日から起算して七年を経過する日までの間は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、保険金額が新保険業法第二条第十七項に規定する政令で定める金額を超え、政令で定める金額以下である保険の引受けを行うことができる。

2 〵 16 (略)

17 新保険業法第二百七十二條の十八において準用する新保険業法第一百三條の規定は、特定保険業者から保険契約の移転を受け、又は保険契約を承継した少額短期保険業者(施行日から起算して二年を経過する日までの間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第二百七十二條第一項の登録の申請をした者に限る。)については、適用しない。

18 特定保険業者であつた少額短期保険業者又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した少額短期保険業者(施行日から起算して二年を経過する日までの間に附則第四条

第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした者に限る。）は、内閣総理大臣に届け出て、施行日から起算して六年を経過する日までの間に終了する決算期において、新保険業法第二百七十二条の十八において準用する新保険業法第百十六条第一項に規定する責任準備金のうち内閣府令で定めるものを積み立てないことができる。

第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした者に限る。）は、内閣総理大臣に届け出て、施行日から起算して五年を経過する日までの間に終了する決算期において、新保険業法第二百七十二条の十八において準用する新保険業法第百十六条第一項に規定する責任準備金のうち内閣府令で定めるものを積み立てないことができる。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（抄）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（保険業法等の一部を改正する法律の一部改正）            第九十七号 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。            （中略）            附則第五条第四項中（中略）同条に次の四項を加える。</p> <p>5 （略）            6 （略）            7 （略）            8 第五項の規定により移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人は、附則第二条第一項又は第四項の規定により引き続き特定保険業を行う特定保険業者とみなして、附則第三条（第二項を除く。）、前条（第七項から第十二項まで及び第十四項に限る。）、次条（第二項及び第五項に限る。）並びに附則第八条及び第十六条の規定を適用する。この場合において、附則第三条第一項中「施行日から起算して六月を経過する日（同日後に施行日後初めて保険の引受けを行う場合には、当該引受けを行う日。以下この項において同</p>	<p>（保険業法等の一部を改正する法律の一部改正）            第九十七号 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。            （中略）            附則第五条第四項中（中略）同条に次の四項を加える。</p> <p>5 （略）            6 （略）            7 （略）            8 第五項の規定により移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人は、附則第二条第一項又は第四項の規定により引き続き特定保険業を行う特定保険業者とみなして、附則第三条（第二項を除く。）、前条（第七項から第十二項まで及び第十四項に限る。）、次条（第二項及び第五項に限る。）並びに附則第八条及び第十六条の規定を適用する。この場合において、附則第三条第一項中「施行日から起算して六月を経過する日（同日後に施行日後初めて保険の引受けを行う場合には、当該引受けを行う日。以下この項において同</p>

じ。( )までに」とあるのは「附則第五条第一項に規定する移行登記をした日以後遅滞なく」と、「しなければならぬ。ただし、当該六月を経過する日までに新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした者については、この限りでない」とあるのは「しなければならぬ」と、次条第二項中「施行日から起算して三年を経過する日までの間に」とあるのは「整備法の施行の日から起算して六年を経過する日までの間に前条第八項の規定により適用する」と、同項並びに附則第八条第二項及び第十六条第十八項中「施行日から起算して六年」とあるのは「整備法の施行の日から起算して八年」と、附則第八条第二項並びに第十六条第一項、第十七項及び第十八項中「施行日から起算して三年を経過する日までの間に」とあるのは「整備法の施行の日から起算して六年を経過する日までの間に附則第五条第八項の規定により適用する」と、同条第一項中「施行日から起算して八年」とあるのは「整備法の施行の日から起算して十年」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

じ。( )までに」とあるのは「附則第五条第一項に規定する移行登記をした日以後遅滞なく」と、「しなければならぬ。ただし、当該六月を経過する日までに新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした者については、この限りでない」とあるのは「しなければならぬ」と、次条第二項中「施行日から起算して二年を経過する日までの間に」とあるのは「整備法の施行の日から起算して六年を経過する日までの間に前条第八項の規定により適用する」と、同項並びに附則第八条第二項及び第十六条第十八項中「施行日から起算して五年」とあるのは「整備法の施行の日から起算して八年」と、附則第八条第二項並びに第十六条第一項、第十七項及び第十八項中「施行日から起算して二年を経過する日までの間に」とあるのは「整備法の施行の日から起算して六年を経過する日までの間に附則第五条第八項の規定により適用する」と、同条第一項中「施行日から起算して七年」とあるのは「整備法の施行の日から起算して十年」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。